

資 格

競争入札参加者の資格に関する公告

令和2年 8月24日

令和2～4年において、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（施設維持管理業務及び建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供のうち、地方独立行政法人広島市立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年規程第1号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の手続等は、次のとおりです。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 影本 正之

1 契約の種類及び登録種目 別表のとおり。

2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

(1) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 資格審査申請の時ににおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(4) 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする登録種目に申請する場合にあっては、その許可、認可等を受けている者であること。

(5) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 申請の時期等

(1) 申請の時期

ア 受付期間

随時に受け付ける。

ただし、地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成26年規程第17号）第7条第1項各号に掲げる病院機構の休日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 申請の場所
〒730-8518
広島市中区基町7番33号（広島市民病院西棟2階）
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課
- (3) 申請書等の交付方法
病院機構のホームページに掲載する。

4 申請方法等

- (1) 申請方法
申請書等の提出書類は、前記3(2)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。
- (2) 申請書等の提出書類
 - ア 令和2・3・4年競争入札参加資格審査申請書（物品関係）
 - イ 契約実績調査票（物品関係）
 - ウ 取扱業務調査票（施設維持管理業務を除く役務に申請する場合）
 - エ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）
 - オ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）
 - カ 印鑑証明書
 - キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ク 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し
 - ケ 財務諸表等
 - コ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほかに次に掲げる書類
 - （ア）定款
 - （イ）組合員名簿
 - （ウ）役員名簿
 - （エ）官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）
 - （オ）官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）
 - （カ）全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）
 - サ その他理事長が必要と認める書類
- (3) 申請書等の提出書類において用いる言語等
 - ア 申請書については、日本語を用いるものとする。
その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準

競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

資格が決定された時から令和4年12月31日までとする。

当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。

なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

8 その他

競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、病院機構本部事務局契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。

別表

【契約の種類及び登録種目】

1 物品の売買、修繕及び製造の請負

(1) 印刷・写真・広告

一般印刷，軽印刷，封筒，写真，複写，広告・看板，その他

(2) 事務用品

文具，事務用機器，紙，印章，その他

(3) 機械器具

医療用機械器具，計測・理学機械器具，家電・視聴覚機器，工作用機械器具，産業用機械器具，厨房機械器具，消防機械器具，その他

(4) 車両・船舶・航空機

自動車，二輪・雑車，自動車部品，自動車修理，船舶・航空機，その他

(5) 家具・装飾

スチール家具，木工家具，建具・畳，装飾・寝具，その他

(6) 縫製

衣料品，皮革・ゴム・ビニール製品，帆布，その他

(7) 薬品

医療用薬品，防疫・農業用薬品，工業薬品，その他

(8) 燃料

石油製品，ガス・固体燃料，その他

(9) 教育用品

学校教材具，図書，運動具，楽器，その他

(10) 建材

土石・二次製品，セメント・二次製品，木材，鉄鋼，樹脂・ガラス，塗料，その他

(11) 動植物

動物・植物，その他

(12) 食品

(13) 雑貨・百貨

時計・装身具，記念品，娯楽用品，荒物・雑貨，百貨店・総合商社，その他

(14) 不用品の売払い

(15) その他

(16) 電力供給

2 物品の借入れ

(1) コンピュータ機器・システム

(2) コンピュータ機器以外の機械器具

(3) 車両・船舶

(4) 仮設建物（物品に限る。）

(5) 家具・装飾

(6) 園芸用品

(7) その他

3 役務の提供

(1) 検査・測定

(2) 調査・研究

(3) 計画策定

(4) 広報・宣伝

(5) 催事・展示

(6) 情報処理（コンピュータ関連）

(7) 建物附属設備・機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転

管理

- (8) 機械器具（建物附属設備，機械設備を除く。）の保守点検
- (9) 道路・公園等の維持管理
- (10) 河川・下水道等の維持管理
- (11) 運送・保管
- (12) 廃棄物の収集・運搬・処理，浄化槽の清掃・保守点検
- (13) クリーニング
- (14) 司法書士，土地家屋調査士への依頼
- (15) その他

競争入札参加者の資格に関する公告

令和2年 8月24日

令和2～4年において，地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）が発注する施設維持管理業務のうち，地方独立行政法人広島市立病院機構物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年規程第1号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の手続等は，次のとおりです。

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 影本 正之

- 1 契約の種類及び登録種目
別表1のとおり。
- 2 競争入札に参加しようとする者に必要な資格
 - (1) 次のいずれかに該当しないもの者であること。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 次のいずれかに該当すると認められた後3年を経過していない者又はその者を代理人，支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり，故意に工事，製造その他の役務を粗雑に行い，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により，契約の後に代価の額を確定する場合において，当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 資格審査申請の時ににおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (4) 次に掲げる登録種目にあつては，資格審査申請の時ににおいて社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）に加入し，保険料の未納がない者であること（加入義務がある場合）。
 - ア 建築物清掃

イ 常駐警備

(5) 次に掲げる登録種目にあつては、申請に必要な許可・登録等を有している者であること。

| 登録種目 | 申請に必要な許可・登録等 |
|--------------|--|
| 建築物清掃 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下「ビル衛生管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業の登録 |
| 建築物空気環境測定 | ビル衛生管理法第12条の2第1項第2号又は第8号の事業の登録 |
| 建築物飲料水水質検査 | ビル衛生管理法第12条の2第1項第4号又は第8号の事業の登録 |
| 建築物飲料水貯水槽清掃 | ビル衛生管理法第12条の2第1項第5号の事業の登録 |
| 建築物ねずみこん虫等防除 | ビル衛生管理法第12条の2第1項第7号の事業の登録 |
| 常駐警備 | 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定及び同法第9条の届出 |
| 機械警備 | 警備業法第4条の認定及び同法第40条の届出 |

(6) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

3 申請の時期等

(1) 申請の時期

ア 受付期間

随時に受け付ける。

ただし、地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成26年規程第17号）第7条第1項各号に掲げる病院機構の休日を除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 申請の場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号（広島市民病院西棟2階）

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

(3) 申請書等の交付方法

病院機構のホームページに掲載する。

4 申請方法等

(1) 申請方法

申請書等の提出書類は、前記3(2)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

(2) 申請書等の提出書類

ア 令和2・3・4年競争入札参加資格審査申請書（施設維持管理業務）

イ 契約実績調査票（施設維持管理業務）

ウ 履歴事項全部証明書（法人が申請する場合）

エ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）

オ 印鑑証明書

カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 営業を行う上で法令に基づく許可、認可等を必要とする場合は、許可、認可又は登録等の証明書の写し

ク 前記2(5)に掲げる許可、認可等の証明書の写し（前記2(5)に掲げる登録種目に申請する場合）

ケ 財務諸表等（個人の場合、確定申告書等）

コ 技術者資格免許等の写し及び当該技術者の雇用を証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）

サ 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（労災保険及び雇用保険）への加入並びに保険料の未納がないことを証する書類の写し（「建築物清掃」又は「常駐警備」に申請する場合）

シ 事業協同組合等で申請する場合は、前記の書類のほかに次に掲げる書類

（ア）定款

（イ）組合員名簿

（ウ）役員名簿

（エ）官公需適格組合証明書の写し（官公需適格組合が申請する場合）

（オ）官公需共同受注規約（官公需適格組合が申請する場合）

（カ）全組合員の財務諸表等（官公需適格組合が申請する場合）

ス その他理事長が必要と認める書類

(3) 申請書等の提出書類に用いる言語等

ア 申請書については、日本語を用いるものとする。

その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

5 競争入札参加者資格の決定及び審査基準

競争入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、競争入札参加者資格の有無を認定した上で決定する。

資格を有すると決定された者のうち、登録種目の「建築物清掃」及び「常駐警備」の資格を有する者については、別表2の経営状況等審査事項の審査数値により、別表3に掲げる等級に区分する。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書（郵送）により通知する。

7 競争入札参加資格の有効期間

資格が決定された時から令和4年12月31日までとする。

当該資格は、広島市の「物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱」第2条第3項に定める追加受付に係る有効期間の開始の日の前日までは、特定調達契約に係る資格に限るものとする。ただし、当該有効期間の開始の日以後は、この限りでない。

なお、前記2のいずれかの資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に競争入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により競争入札参加資格の辞退の申出があった場合は、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。

8 その他

競争入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合は、病院機構本部事務局契約課に競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。

別表1

【契約の種類及び登録種目】

施設維持管理業務

(1) 建築物清掃

(2) 建築物空気環境測定

(3) 建築物飲料水水質検査

(4) 建築物飲料水貯水槽清掃

(5) 建築物ねずみこん虫等防除

(6) 常駐警備

(7) 冷暖房設備等の運転管理（常駐）

(8) 自家用電気工作物の保守点検

- (9) 消防用設備の保守点検
- (10) 電話交換
- (11) 機械警備

別表 2

経営状況等審査事項

【審査事項及び審査数値】

1 建築物清掃及び常駐警備（特定調達契約）

〔掲載順序：項目，審査基準，審査数値〕

(1) 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高

| | |
|-------------|-------|
| 5億円以上 | : 40点 |
| 3億円以上5億円未満 | : 32点 |
| 1億円以上3億円未満 | : 24点 |
| 5千万円以上1億円未満 | : 16点 |
| 5千万円未満 | : 8点 |
| 売上なしの場合 | : 0点 |

(2) 自己資本額

| | |
|--------------|-------|
| 2億円以上 | : 10点 |
| 1億円以上2億円未満 | : 8点 |
| 5千万円以上1億円未満 | : 6点 |
| 1千万円以上5千万円未満 | : 4点 |
| 1千万円未満 | : 2点 |
| マイナスの場合 | : 0点 |

(3) 流動比率

| | |
|--------------|-------|
| 200%以上 | : 10点 |
| 150%以上200%未満 | : 8点 |
| 100%以上150%未満 | : 6点 |
| 50%以上100%未満 | : 4点 |
| 50%未満 | : 2点 |

(4) 営業年数

| | |
|------------|-------|
| 30年以上 | : 10点 |
| 20年以上30年未満 | : 8点 |
| 10年以上20年未満 | : 6点 |
| 5年以上10年未満 | : 4点 |
| 5年未満 | : 2点 |

(5) 従業員数

| | |
|--------------|-------|
| 500人以上 | : 10点 |
| 300人以上500人未満 | : 8点 |
| 100人以上300人未満 | : 6点 |
| 50人以上100人未満 | : 4点 |
| 50人未満 | : 2点 |

(6) 会社全体の有資格者数

| | |
|------------|-------|
| 15人以上 | : 20点 |
| 10人以上15人未満 | : 16点 |
| 5人以上10人未満 | : 12点 |
| 3人以上5人未満 | : 8点 |
| 3人未満 | : 4点 |

(7) 指名停止等の状況

指名停止及び資格取消期間（1か月当たり）：－0.7点

※1 流動比率の取扱い

- ・ 流動資産（分子）が「0」の場合は，審査数値は0点とする。
- ・ 流動負債（分母）が「0」の場合は，審査数値は10点とする。

- ・ 流動資産（分子）及び流動負債（分母）が共に「0」の場合は、審査数値は0点とする。

※2 指名停止等の期間の取扱い

- ・ 資格認定日の属する年から過去3年間の期間において、指名停止等を行っていた状況に応じて算出する。
- ・ 期間に1か月に満たない端数（日数）がある場合は、当該端数を切り捨てる。

2 建築物清掃及び常駐警備（ともに特定調達契約は除く。）

〔掲載順序：項目，審査基準，審査数値〕

(1)ア 当該種目における過去2年間の会社全体の平均売上高

| | |
|-------------|-------|
| 5億円以上 | : 15点 |
| 3億円以上5億円未満 | : 12点 |
| 1億円以上3億円未満 | : 9点 |
| 5千万円以上1億円未満 | : 6点 |
| 5千万円未満 | : 3点 |
| 売上なしの場合 | : 0点 |

イ 当該種目における過去2年間の広島市内の平均売上高

| | |
|-------------|-------|
| 3億円以上 | : 25点 |
| 2億円以上3億円未満 | : 20点 |
| 1億円以上2億円未満 | : 15点 |
| 5千万円以上1億円未満 | : 10点 |
| 5千万円未満 | : 5点 |
| 売上なしの場合 | : 0点 |

(2) 自己資本額

| | |
|--------------|-------|
| 2億円以上 | : 10点 |
| 1億円以上2億円未満 | : 8点 |
| 5千万円以上1億円未満 | : 6点 |
| 1千万円以上5千万円未満 | : 4点 |
| 1千万円未満 | : 2点 |
| マイナスの場合 | : 0点 |

(3) 流動比率

| | |
|--------------|-------|
| 200%以上 | : 10点 |
| 150%以上200%未満 | : 8点 |
| 100%以上150%未満 | : 6点 |
| 50%以上100%未満 | : 4点 |
| 50%未満 | : 2点 |

(4) 営業年数

| | |
|------------|-------|
| 30年以上 | : 10点 |
| 20年以上30年未満 | : 8点 |
| 10年以上20年未満 | : 6点 |
| 5年以上10年未満 | : 4点 |
| 5年未満 | : 2点 |

(5) 従業員数

| | |
|--------------|-------|
| 500人以上 | : 10点 |
| 300人以上500人未満 | : 8点 |
| 100人以上300人未満 | : 6点 |
| 50人以上100人未満 | : 4点 |
| 50人未満 | : 2点 |

(6) 広島市内の有資格者数

| | |
|------------|-------|
| 15人以上 | : 20点 |
| 10人以上15人未満 | : 16点 |
| 5人以上10人未満 | : 12点 |
| 3人以上5人未満 | : 8点 |
| 3人未満 | : 4点 |

